

岐阜県在宅療養あんしん病床確保事業【利用のご案内】

目的

本事業は在宅で療養している方が、体調の変化等により一時的に在宅での療養が困難になった場合に、かかりつけ医と受入医療機関が連携し、速やかに入院、治療を受けるための病床を確保し、入院から退院に至るまで、多職種が連携・協働して支援する在宅療養後方支援体制の構築・強化を目指すものです。

※事前の患者情報登録制度について、令和5年3月31日をもって廃止といたしました。

ご利用方法について

(1) かかりつけ医の登録

本事業を利用する場合、かかりつけ医は本事業の**登録医**として事前に申請が必要です。
(様式2) かかりつけ医登録申請書を岐阜県医師会へ提出してください。
登録完了後、(様式4) 登録医一覧に追加され、各受入医療機関に情報共有されます。
(以下、患者のかかりつけ医を「登録医」という。)

注意事項

- 1 登録医は、患者家族に本事業の目的について十分に説明し、患者家族の同意の上で利用してください。
- 2 入院の申し込みは、必ず登録医が行ってください。
- 3 患者が、すぐ救急車を呼ばなければならない状態（意識がない、体のけいれん、骨折等）である場合は、この事業で対応出来ませんので救急車で救急外来を利用してください。
- 4 受入医療機関のベッドの空き状況や患者の病状などによって希望どおりの入院が難しい場合がありますので、ご了承くださいませようお願いします。

(2) 対象者

- ①在宅で療養中の65歳以上の者で訪問診療を受けている者
- ②40~64歳の要介護認定者
- ③介護保険によるショートステイの利用が困難な医療的ケアが必要な者
- ④登録医が特に認める者

(3) 利用目的

- ①病状増悪時の治療
 - ②病状再評価
 - ③家族支援（レスパイト等）
 - ④在宅看取りのための支援（緩和ケア含む）
 - ⑤医療器材の交換・調整
 - ⑥検査・画像診断
 - ⑦リハビリテーション・機能評価
- (上記に該当するかは、登録医が判断します。)

(4) 利用の主な流れ（入院申込から退院支援まで）**別表**参照

○入院申請時

- ① 登録医が、緊急の状態ではないが※入院が必要と判断した場合、（様式3）受入医療機関一覧の入院を希望する医療機関に、電話連絡の上、（様式5）入院申請書兼報告書をFAXしてください。（※ 「緊急の状態ではない」とは、即日入院の必要はないが、数日中には入院を必要とする状態をいいます。）
- ② 受入医療機関は登録医の求めに応じ、速やかに患者の入院日時を決定し、登録医、及びケアマネジャーへ連絡をします。
- ③ 受入医療機関は、患者が入院したあと、一週間以内に、登録医から届いた（様式5）入院申請書兼報告書の入院承諾欄に署名し、患者が入院した日付を記載して、本会へFAXしてください。
- ④ 登録医は、患者・家族等及びケアマネジャーに入院日時の連絡をします。
- ⑤ ケアマネジャーは、入院先の受入医療機関へ、在宅療養中の患者情報（入院時情報提供シート等を活用）を提供します。
- ⑥ ケアマネジャーは、介護保険サービス事業者に対し、サービス利用の一時停止を連絡します。

○退院支援・在宅復帰

- ① 退院前に、合同カンファレンスを実施します。

患者が退院できると判断した受入医療機関は、退院に向け、患者・家族等、登録医、病院担当医、ケアマネジャー、訪問看護師等多職種を交え、入院中の経過、今後在宅療養で注意する点等について情報共有を行います。

※カンファレンスを実施しない場合は、在宅療養に必要な情報の確認は行ってください。
- ② 退院日時を確認し、在宅療養に戻るための準備をします。
- ③ 病院担当医の判断で、入院が継続になる場合もあります。その際は、登録医と今後の方針を決めていきます。

(5) 入院体制確保料の支給について

この事業では、上記、(4) ③により、登録医の患者が受入医療機関に入院し、その受入医療機関から、本会に提出された（様式5）入院申請書兼報告書をもって、以下の通り、岐阜県医師会から所定の金額が支払われます。

※在宅療養後方支援病院で A206 在宅患者緊急入院診療加算を算定した患者でも、本事業の入院体制確保料 10000 円の支給対象となります。

○支給額

- | | |
|--------------|--------------|
| ・登録医（かかりつけ医） | ¥ 5, 0 0 0 |
| ・受入医療機関 | ¥ 1 0, 0 0 0 |

利用上の留意点

- (1) この事業では短期間の入院を想定しており、長期療養を目的とした入院には対応していません。
- (2) この事業の対象者は比較的軽症の患者を想定しており、急性心筋梗塞、脳卒中、骨折などの救急処置の必要な病気、ケガ等の緊急対応の必要な患者は、この事業の対象ではなく、救急車で緊急外来を利用してもらう必要があります。
- (3) 患者が複数回入院した場合は、3ヶ月に1回の入院までをこの事業の対象とし入院体制確保料が支払われます。
- (4) 在宅医療を担当する医療機関（登録医）と、その入院先の医療機関が同一（同一法人等、特別な関係を含む）である場合は、この事業の対象とはなりません。
- (5) 予算の上限に達した時点で本事業は終了となります。

受入医療機関の募集について

- ・本事業の内容にご理解いただき、登録医の求めに応じて患者の入院を受け入れていただける受入医療機関の登録を募集しております。
- ・登録を承諾していただける場合は、受入医療機関 登録承諾書（様式1）に必要事項を記入し、岐阜県医師会事務局 在宅医療サポート窓口までお送りください。
- ・登録が完了すると、受入医療機関一覧表（様式3）に追加され、登録医、患者等へ情報共有されます。

○対象となる医療機関

- ・岐阜県内の病院
- ・内科、外科、整形外科、小児科の有床診療所
（産婦人科、眼科、耳鼻科、精神科を除く。）

お問い合わせ先

〒500-8510 岐阜市藪田南3丁目5-11

一般社団法人 岐阜県医師会事務局 在宅医療サポート窓口 宛て

電話：058-274-1111 FAX：058-271-1651